

障害児入所給付費等負担金の交付が過大

1件 不当金額(支出) 144万円
(前年度 1件 1587万円)

1 負担金の概要

障害児入所給付費等負担金は、児童福祉法に基づき、障害児の福祉の向上を図ることなどを目的として、都道府県又は市町村(特別区を含む。)が、都道府県知事等の指定する障害児入所施設等に児童を入所させるなどの措置をとり、当該障害児入所施設等に対して、障害児入所措置費を支給した場合、又は障害児通所支援事業者等から障害児入所支援又は障害児通所支援を受けるなどした障害児の保護者等に対して、障害児入所給付費、障害児通所給付費等を支給した場合に、その支給に要する費用の一部を国が負担するものである。

負担金の交付額のうち、障害児通所給付費に係る分については、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱」等に基づき、次のように算定することとなっている。

- ① 厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から、保護者の家計の負担能力その他の事情をしんしゃくして政令で定める負担の上限額等を控除する。
- ② ①から障害児通所給付費の支給に要した費用のための寄附金その他の収入額を控除した額を国庫負担対象事業費として、これに国庫負担率1/2を乗ずることにより算定する。

2 検査の結果

東京都日野市は、令和元年度の国庫負担対象事業費の算定に当たり、誤って、要綱に定める負担金の対象外の東京都独自の事業に係る費用を計上するなどしていた。この結果、国庫負担対象事業費6億1042万円(国庫負担金交付額3億0521万円)のうち、289万円が過大に算定されており、これに係る負担金144万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	国庫負担対象 事業費	左に対する 国庫負担金 交付額	不当と認め る国庫負担 対象事業費	不当と認め る国庫負担 金交付額	摘 要
東京都	日野市	令和 元	円 6億1042万	円 3億0521万	円 289万	円 144万	対象外経費を計上していたものなど